

和歌山縣報 號外

大正五年八月三十一日

○縣令

○和歌山縣令第二六號

急性吐瀉患者又ハ死者アリタルトキハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者其ノ他傳染病豫防法第四條第二項ノ届出義務者ニ於テ直ニ醫師ノ診斷又ハ検案ヲ求メ若ハ患、死者ノ住所、氏名、年齢並發病日時ヲ其ノ所在地ノ警察官吏、市町村吏員又ハ検疫委員ニ口頭若ハ書面ヲ以テ申告スヘシ

醫師ニ於テ前項患、死者ノ診斷又ハ検案ヲ爲シタルトキハ六時間以内ニ前項ノ申告ヲ爲スヘシ
患、死者アリタル家ニ於テハ警察官吏、市町村吏員、検疫委員又ハ醫師ノ指示ニ從ヒ直ニ消毒ヲ行
フヘシ

本令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治四十年八月縣令第五十號ノ急性吐瀉患、死者届出万ノ件ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
大正五年九月一日

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

大正五年八月三十一日印制
每月九曜日金曜日發行

和歌山縣知事官房

印 刷 者 和歌山市本町二丁目三番地
和歌山市本町二丁目三番地
江川印刷所